年　　月　　日

PPT中に使用の図画等に係わる著作権確認シート

Eラーニングコンテンツ制作のためにいただいたPPT中の図表や写真などの著作物の確認のためのシートです。確認が必要と思われる項目について下記の通りまとめました。それぞれのご確認をお願い致します。

■科目名　　  
■学習目標

■作成者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | サムネイル | 確認事項 | ご回答 |
| 例 |  | データの引用元はＷＨＯですが、この画像の引用元が不明です。データを元に地図を作り直してよいでしょうか。 ※変倍のかからない綺麗な画像になります | □はい　□いいえ |
|  |
|  |  |  | □はい　□いいえ |
|  |
|  |  |  | □はい　□いいえ |
|  |
|  |  |  | □はい　□いいえ |
|  |
|  |  |  | □はい　□いいえ |
|  |
|  |  |  | □はい　□いいえ |
|  |
|  |  |  | □はい　□いいえ |
|  |
|  |  |  | □はい　□いいえ |
|  |
|  |  |  | □はい　□いいえ |
|  |
|  |  |  | □はい　□いいえ |
|  |

教育デザイン室での著作権に対する考え方

○従来の対面での授業に使用する範囲での著作権は例外規定により利用を認められていますが、eラーニングについては言及されていません。そのため教育デザイン室ではオンラインで受講できるコンテンツについてはそれぞれに対して著作物の利用確認を行うか、利用しても問題ないものに差し替えて制作します。

○但し行政またはそれに準ずる機関の提供する資料や引用されることを前提とした学術論文等については、その使用について特に記述がない場合、引用の範囲内でそのまま利用します。（著作権32条）

※但し図表について学生にわかりやすく伝えるために書き直した方がよいと判断した場合は、著作権とは関係なくオリジナルで作成することもあります。

○写真については撮影者の著作物ですので、その使用に当たっては撮影者（著作権保有者）の許諾が必要です（パブリックドメイン、素材集等の買い切り型著作権フリー等は別）。写真の中の人物についての肖像権の問題については、写真撮影者の表現の自由との兼ね合いもあるため一概に全ての人に対して許諾を得る必要はないと考えますが、その写真の中心が人物であり、またその個人がはっきり特定できる場合、撮影者の意図にかかわらず個人の名誉を傷つける恐れがあると思える写真の場合は、被撮影者に掲載の同意を得ていただくようお願いする場合があります（被写体の著作権は含まず）。

　また有名人の写真等については肖像権とは切り離してパブリシティ権として考え、特に許諾を得たもの以外は使用しません。

（参考）写真に係わる権利関係